

討 論

◎第30号議案・白石市介護保険条例の一部を改正する条例

反対 水落 孝子

本条例の改正内容は、第1号被保険者の保険料の値上げである。

反対の理由の1点目は、第6期介護保険事業計画でいくつかの変更があるが、一番大きな変更は、要支援1・2の方に対する予防給付を制度から外し、自治体で行うことになる。これに伴い、今までは、全国一律のサービスを受けられていたが、自治体によって受けられるサービスに格差が出てくることにある。

2点目は、介護保険事業財政調整基金について、多めに収めてきた保険料を積み立ててきたお金といえる基金を、保険料の値上げに全額取り崩し、値上げを抑えるものにするべきではないかと考える。3点目は、現在の経済状況

を見て、マクロ経済スライドが適用され、下がり続ける年金から天引きされる介護保険料であり、暮らしはますます大変になっていくと思われる。以上の理由から第30号議案に反対である。

賛成 制野 敬一

本条例は、年々増加する介護保険に対する苦渋の選択の改正である。

介護保険料の値上げは、市民の誰しもが良しとしていることは、十分理解している。しかし、このまま推移すると、やがて、介護保険事業が行き詰まりかねない大きな問題にもなる。誰もが健康で生涯を終えたいと望んでいても、ひとたび病気により介護が必要となった場合、その家族の負担は、推して知るべきものがある。今回の改正は、確かにすべての世帯を対象とした保険料の改定ではあるが、その値上げは、低所得者に配慮し、今

までの6段階から9段階と細分化され、以前より公平な値上げとなっていると考える。お互いに助け合う共助の精神で、この制度を継続し、安心して暮らせる社会の確立を果たすための措置であると考ええる。以上の理由から第30号議案に賛成である。

までの6段階から9段階と細分化され、以前より公平な値上げとなっていると考える。お互いに助け合う共助の精神で、この制度を継続し、安心して暮らせる社会の確立を果たすための措置であると考ええる。以上の理由から第30号議案に賛成である。

◎第41号議案・平成27年度白石市介護保険特別会計予算

反対 水落 孝子

本予算案は、第1号被保険者の介護保険料が、基準月額5千100円に値上げされる予算案である。

現在の経済状況は、年金の減額、物価の上昇・消費税増税と、市民の暮らしが大変な中での保険料の値上げは耐え難いものであると考える。また、4月から要支援1・2の人の介護予防給付のうち、訪問介護と通所介護は、各自

治体に任せられるため、全国どこに住んでいても同じサービスを受けられるという保障はなくなる不安もある。さらに、8月からはサービスの利用料が、2割負担となる人も出てくる。団塊の世代が75歳になる2025年には、保険料が、全国平均で8千円台になると見込まれる中での保険料の改正である。

保持できる制度の維持のためといわれるが、制度があっても、制度からはじき出す人を出したり、利用を控えてしまつ人を出す制度では、社会保障制度の一つといえるものではなく、と考える。誰もがサービスを受けたいときに、安心して受けられる介護保険制度から離れていくと思われる。以上の理由から第41号議案には反対である。

賛成 制野 敬一

本予算案は、介護の継続を図るうえで重要な事業である。

値上げをしないまま継続できるのであれば、大変良いことではあるが、現在の介護事業の状況を考えた時、このまま推移すると、介護事業そのものが崩壊しかねない。値上げだけの一面を見ると、誰しもが決して賛同できるものではないが、一方で、介護事業を守る立場に立ったとき、介護者を抱える人たちを考えると、必要な措置である。家族の中で介護が必要となった場合、精神面はもとより、経済面からも本当に大変な状況になる。お互いに支え合うのが、この事業の本質である。

また、今回の保険料の値上げは、低所得者に配慮し、今までの6段階から9段階となり、以前より更に公平な負担が取り入れられている。近い将来、介護者人口も増加することが予想される今日、安心して暮らせる社会の確立のため、必要な措置であり、この値上げは必要であると考ええる。以上の理由から第41号議案に賛成である。